



各 位

会 社 名 株式会社創建エース  
代表者名 代表取締役会長兼社長 西 山 由 之  
(コード番号 1757 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役管理本部長 南 條 和 広  
(フリーコール:0120-998-050)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備および  
内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」のとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出するとともに、過年度の決算短信等についても訂正開示を行っております。

これに伴い、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、過年度の内部統制報告書の訂正、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき内部統制報告書において開示すべき重要な不備がある旨を記載したそれぞれの報告書を関東財務局に提出いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

2025年3月19日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社子会社と特定取引先との取引の実在性および当該特定取引先に対する債権の資産性について疑義がある旨、証券取引等監視委員会開示検査課から指摘を受け、社外の独立した第三者である弁護士および公認会計士から構成される特別調査委員会を設置し、外部専門家による調査を進めてまいりました。同年6月30日に特別調査委員会より調査報告書を受領し、本件疑義に関する調査の結果、2021年9月から2023年6月末日までの調査対象期間において、経済実態を反映しない売上高の計上があり、該当する売上高・売上原価および貸倒引当金等の取り消しが必要となったため、過年度決算を訂正すべきとの結論に至りました。

これらの不適切な会計処理の要因としましては、売上高および売上原価計上に係る業務プロセスにおける取引内容および工事進捗の確認が行われる体制の不備、不適切な会計処理を防止または検出する日常モニタリングなどが不十分であった点、且つ内部監査が適切に機能していなかった点があったものと認識しております。以上のことから、売上高および売上原価計上に係る業務プロセスならびに決算・財務報告プロセスの内部統制上、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 当事業年度末日までには是正できなかった理由

当該事実の判明が当事業年度末日以降であったため、当事業年度の末日までには是正することができませんでした。



### 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会からの指摘・提言も踏まえ、当社グループにおいて、開示すべき重要な不備を是正するための改善策を講じて適正な内部統制の整備および運用を図ってまいります。

特別調査委員会からの調査報告書において、旧経営陣のリテラシーの欠如、役員間での情報共有の不足および企業風土が要因として指摘されております。再発防止のためには、管理部門・統制機能等の強化が必要であると考えております。

これを具体化すると、適切な業務遂行および法令等の遵守をサポートするための機能および体制の構築、強化ということになりますので、まず、法務面については、外部弁護士との連携強化を基本方針として、外部弁護士と連携し、コンプライアンス（業法等）に関する研修を実施します。また、当社管理本部が中心となって、コンプライアンス研修および各種社内規程やルールについての研修・勉強会を実施することで、適切な業務遂行を実施出来るようにすることを考えております。

次に、経理財務面については、当社管理本部が中心となり、当社子会社の業務遂行を把握して、その状況の確認を行い、月次・四半期等で当社子会社から提供を受ける情報について、精査や分析を行う体制の再構築を図りたいと考えております。なお、現状では、当社子会社の稟議等の決裁は、当社役員の承認を要するよう諮ることで、当社子会社業務の管理に努めております。

また、業務上のリスクや不正・不適切処理の兆候の検出の確度を高め、速やかに当社内部監査室や監査役、当社経営陣と連携し対応することができるような方策を検討しております。

さらに、内部通報制度の機能について、当社としましては、社内において内部通報制度に関する啓蒙活動を行い、内部通報制度の詳細な内容を含んだガイダンスを開催し、内部通報先を社内に掲示するなど周知徹底を行うとともに、グループ全体で内部通報制度を周知し、適切な運用に努めます。内部通報制度の周知に際しては、内部通報によりコンプライアンス違反行為を早期に発見し、調査、是正することが出来ることおよび通報を行った者は不利益な取扱いを受けることはなく秘密保持も徹底されることについても周知いたします。

加えて、子会社における各種業務プロセスの内部統制の状況についての再検証、子会社からの情報収集体制の見直しおよび仕組みの再構築を、改めて実施する予定です。特に工事原価や工事進行基準に関する業務フローや社内ルールについては、今回の事案を踏まえて、当社においても会計監査人等と協議し、見直してまいります。

### 4. 連結財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、全て連結財務諸表に反映しております。

### 5. 連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見となっております。

### 6. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 58 期（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）



第59期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

第60期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

7. 訂正の内容

上記の内部統制報告書の記載のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

(1) 第58期

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当するため、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、2025年3月19日付け「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」で開示しました通り、当社子会社と特定取引先との取引の実在性及び当該取引先に対する債権の資産性について疑義がある旨、証券取引等監視委員会開示検査課から指摘を受けました。

そこで、当社は指摘を受けた事項について、社外の独立した弁護士及び公認会計士から構成される特別調査委員会を設置し、調査をすすめて参りました。

2025年6月30日に特別調査委員会より調査報告書を受領しましたが、特別調査委員会の調査の結果、2021年9月から2023年6月までの調査対象期間において、経済実態を反映しない売上高の計上があるため、該当する子会社の売上高・売上原価及び貸倒引当金等の取り消しの会計処理が必要であると判断し、会計監査人による指摘に基づき、当社は過去に提出済みの有価証券報告書等(半期報告、四半期報告書)について訂正報告書を提出いたしました。

当社は、特別調査委員会からの本件事案に関する原因分析及び再発防止策に関する提言も踏まえ、当社としての対応を行っていく所存であります。本件事案の原因としましては、当社グループの取締役会において、建設業法をはじめとした関連法令の遵守、工事の品質管理、社内体制の構築・人員の整備等をクリアできるか慎重に議論が重ねられる必要があったにもかかわらず、取引先相手の業務遂行能力や工事の品質管理、資金状況、リスク管理等を勘案せず、売上高の拡大のみを追求し、当該取引を推し進めたことに起因する業務プロセスの内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備は、当該事実の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までには是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、調査報告書の提言を踏まえ、以下のとおり、再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1. 取締役会における積極的な情報共有及び活発な議論
2. 管理部門・統制機能等の強化
3. 内部統制、内部監査体制の強化



4. 教育・研修の実施（法令順守の意識）

5. 内部通報制度の強化

(2) 第59期

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当するため、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

当社は、2025年3月19日付け「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」で開示しました通り、当社子会社と特定取引先との取引の実在性及び当該取引先に対する債権の資産性について疑義がある旨、証券取引等監視委員会開示検査課から指摘を受けました。

そこで、当社は指摘を受けた事項について、社外の独立した弁護士及び公認会計士から構成される特別調査委員会を設置し、調査をすすめて参りました。

2025年6月30日に特別調査委員会より調査報告書を受領しましたが、特別調査委員会の調査の結果、2021年9月から2023年6月までの調査対象期間において、経済実態を反映しない売上高の計上があるため、該当する子会社の売上高・売上原価及び貸倒引当金等の取り消しの会計処理が必要であると判断し、会計監査人による指摘に基づき、当社は過去に提出済みの有価証券報告書等(半期報告、四半期報告書)について訂正報告書を提出いたしました。

当社は、特別調査委員会からの本件事案に関する原因分析及び再発防止策に関する提言も踏まえ、当社としての対応を行っていく所存であります。本件事案の原因としましては、当社グループの取締役会において、建設業法をはじめとした関連法令の遵守、工事の品質管理、社内体制の構築・人員の整備等をクリアできるか慎重に議論が重ねられる必要があったにもかかわらず、取引先相手の業務遂行能力や工事の品質管理、資金状況、リスク管理等を勘案せず、売上高の拡大のみを追求し、当該取引を推し進めたことに起因する業務プロセスの内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備は、当該事実の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までには是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、調査報告書の提言を踏まえ、以下のとおり、再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1. 取締役会における積極的な情報共有及び活発な議論

2. 管理部門・統制機能等の強化

3. 内部統制、内部監査体制の強化

4. 教育・研修の実施（法令順守の意識）

5. 内部通報制度の強化



(3) 第60期

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当するため、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、2025年3月19日付け「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」で開示しました通り、当社子会社と特定取引先との取引の実在性及び当該取引先に対する債権の資産性について疑義がある旨、証券取引等監視委員会開示検査課から指摘を受けました。

そこで、当社は指摘を受けた事項について、社外の独立した弁護士及び公認会計士から構成される特別調査委員会を設置し、調査をすすめて参りました。

2025年6月30日に特別調査委員会より調査報告書を受領しましたが、特別調査委員会の調査の結果、2021年9月から2023年6月までの調査対象期間において、経済実態を反映しない売上高の計上があるため、該当する子会社の売上高・売上原価及び貸倒引当金等の取り消しの会計処理が必要であると判断し、会計監査人による指摘に基づき、当社は過去に提出済みの有価証券報告書等(半期報告、四半期報告書)について訂正報告書を提出いたしました。

当社は、特別調査委員会からの本件事案に関する原因分析及び再発防止策に関する提言も踏まえ、当社としての対応を行っていく所存であります。本件事案の原因としましては、当社グループの取締役会において、建設業法をはじめとした関連法令の遵守、工事の品質管理、社内体制の構築・人員の整備等をクリアできるか慎重に議論が重ねられる必要があったにもかかわらず、取引先相手の業務遂行能力や工事の品質管理、資金状況、リスク管理等を勘案せず、売上高の拡大のみを追求し、当該取引を推し進めたことに起因する業務プロセスの内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備は、当該事実の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までには是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、調査報告書の提言を踏まえ、以下のとおり、再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1. 取締役会における積極的な情報共有及び活発な議論
2. 管理部門・統制機能等の強化
3. 内部統制、内部監査体制の強化
4. 教育・研修の実施（法令順守の意識）
5. 内部通報制度の強化

以上